

●特設人権相談

「人権相談」をご存じですか？人権問題について悩みや疑問をお持ちの方の相談に、人権擁護委員が応じています。相談は無料で秘密は堅く守られます。一人で悩まずに気軽にご相談ください。毎月原則として第3金曜日の午前10時～午後3時です。

12月は下記の日程で行います。

▶日時 12月9日(金)

午前10時～午後3時

▶会場 人権教育啓発センター

※なお、人権教育啓発センター職員による人権相談も随時行っています。

▶問い合わせ先

人権・同和対策課 ☎72-2111 内線432

人権教育啓発センター ☎80-1080

●福岡県人権週間講演会

▶日時 12月10日(土)

▶会場 春日市原町3-1-7

クローバープラザ大ホール

▶日程

・受付 午前11時30分～

・開会 午後0時15分～

・講演 午後0時20分～1時30分

演題「震災・原発事故と人権」

講師 福岡県弁護士会理事 高橋金一さん

・全国中学生人権作文コンテスト

福岡県大会優秀作品表彰および発表

午後1時35分～2時35分

・映画上映「星守る犬」

午後2時45分～4時55分

《第63回人権週間》

～ 県内一斉無料電話相談 ～

12月3日(土) 午前9時から午後5時まで

フリーダイヤル 0120-405-279

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

「世界人権宣言」は、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国連総会において採択されました。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、毎年12月4日から「人権デー」である12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めていますが、福岡法務局および福岡県人権擁護委員連合会では、本週間における活動の一つとして、12月3日(土)に県内一斉無料相談電話を実施いたします。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがあったら、どんな些細なことでも、一人で悩まずお電話ください。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。

秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

▶問い合わせ先

福岡法務局久留米支局(担当:西島、國分) ☎39-2121

福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会

みんなで築こう 人権の世紀

人権週間

12月4日～10日

— 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心 —

1948(昭和23)年12月10日に国連で「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、毎年12月10日を「人権デー」とし、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権啓発活動を行っています。人権とは、私たち誰もが幸せに暮らすうえで、欠くことのできない最も大切な権利です。しかし、今日すべての人々の人権が保障されているとはいえません。この機会に人権について考えてみましょう。豊かな人間関係をつくり、住みよい社会を築くために「人権週間」では様々な取り組みが行われます。

●小郡市人権週間記念講演会

入場無料

◇日時 12月10日(土)

午後1時開場 午後1時30分開演

◇会場 小郡市文化会館大ホール

◇講師 大野 勝彦 さん (詩人/画家)

◇演題 「失って見えてきたもの」

◇プロフィール

講師の大野さんは、45歳のときに農作業中、機械により両手を切断。失意の中、家族や周囲の人たちの優しさ温かさに“湧き出る生”への想いがあふれて、詩や水墨画に表現するようになる。その後国内はもとより世界各地でも展覧会を開催するほか、講演活動も精力的に行い、生きる素晴らしさを伝えている。

◇要約筆記・手話通訳・託児あり・・・託児は、3日前までに申込をお願いします。

◇問い合わせ先 人権・同和対策課 ☎72-2111 内線432



●人権の花運動

久留米地域人権啓発活動ネットワーク協議会北部地区部会(福岡法務局久留米支局・朝倉支局管内所属の人権擁護委員協議会と市町村で構成)では、人権啓発活動の一環として、小学生を対象として「人権の花」運動を実施しています。子どもたちが協力しながらひまわりの花を栽培・育成することによって、児童の情操をより豊かにし、やさしさや思いやりの心を体得させることを目的に、毎年市内の小学校2校に協力を依頼しています。

今年は御原小学校5、6年生と東野小学校3年生が春に植えた種から、りっぱなひまわりの花が咲きました。採取したひまわりの種とメッセージをつけた紙風船を11月7日に大空に向けていっせいに飛ばしました。



▲御原小の様子



▲東野小の様子

◎障害者施策推進本部では、「障害者週間」において、次の「共に生きる社会を作るために ～身につけよう心の身だしなみ～」の考え方を啓発しています。

皆さんも「障害者週間」と一緒に考えませんか？

共に生きる社会を作るために ～身につけよう心の身だしなみ～

障 害 の 理 解

障害は誰にも生じ得る身近なもの

- ・身体障害の半数は18歳から64歳の間の病気や事故によるもの
- ・うつと診断されるのは国民15人に1人

障害は多種多様で同じ障害でも一律ではない

- ・障害の程度による違い
- ・障害が生じた時期による違い

外見では分からない障害もある

- ・聴覚障害や心臓・腎臓等の内部障害
- ・精神障害や自閉症等の発達障害等

不自由ではあるが周囲の理解や配慮があればできることが多い

- ・地域での自立した生活、就労等

日常生活や事業活動の中での配慮や工夫

困っていそうな場面を見かけたら、「何かお困りですか」と一声かけて、自分にできるお手伝いをしましょう。

商品やサービスを提供する際には、障害のある利用者もいることを考えて、どのような配慮が必要か聞いてみましょう。

「障害があるから」と決めつけず、それぞれの個性や能力を活用することを一緒に考えてみましょう。

共生社会の実現

(障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会)

● 12月3日から 12月9日は、「障害者週間」です

□「障害者週間」は、2004年（平成16年）6月に「障害者基本法」の改正により設定された啓発週間です。

□「障害者週間」の目的

○国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めること。

○障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること。



□「障害者週間」設置の経緯

●「12月9日」は・・・

- ・1975年（昭和50年）12月9日に「障害者の権利に関する宣言」が、第30回国連総会にて採択。
- ・1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を記念して、国際障害者年推進本部（本部長内閣総理大臣）が12月9日を「障害者の日」に決定。
- ・1993年（平成5年）、「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」に改名の際、12月9日を「障害者の日」と法律で規定。

●「12月3日」は・・・

- ・1982年（昭和57年）12月3日に「障害者に関する世界行動計画」が、第37回国連総会にて採択。
- ・1992年（平成4年）、第47回国連総会にて、12月3日を「国際障害者デー」とすることを宣言。

● 12月3日から 12月9日までを「障害者週間」へ

- ・1995年（平成7年）6月27日、障害者施策推進本部（本部長内閣総理大臣）により、12月3日「国際障害者デー」から12月9日「障害者の日」までの1週間を「障害者週間」に決定。
- ・2004年（平成16年）6月の障害者基本法改正により、「障害者週間」が法律で規定。